

里山ガーデンフェスタ実行委員会第2回総会次第

開催日：平成30年3月22日（木）

開催時間：10時～11時

開催場所：公益財団法人横浜市緑の協会
会議室

1 開会

里山ガーデンフェスタ実行委員会会長あいさつ

2 報告

(1) ガーデンネックレス横浜2018について

(2) 里山ガーデンフェスタ春の準備状況について

(3) ガーデンベアモニュメントの設置について

3 議事

第1号議案 平成30年度事業計画（案）

第2号議案 平成30年度収支予算（案）

第3号議案 里山ガーデンフェスタ実行委員会会則改正（案）

4 閉会

里山ガーデンフェスタ実行委員会
総 会

議案書

第1号議案

平成30年度事業計画（案）

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

1 里山ガーデンフェスタの開催

第33回全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承・発展させ、花と緑の持つ魅力を継続的に発信し、市民等の花と緑への意識や関心をより一層深めることに寄与するため、里山ガーデンでの花と緑の普及啓発の取組を実施する。

（1）平成30年春開催

期間：平成30年3月24日（土）から5月6日（日）まで（44日間）

時間：9:30から16:30まで

（2）平成30年秋開催予定

期間：平成30年9月15日（土）から10月14日（日）まで（30日間）

時間：9:30から16:00まで

（3）平成31年春開催予定

期間：平成31年3月下旬から平成31年5月上旬まで

時間：9:30から16:30まで

2 事業内容

里山ガーデンフェスタのそれぞれの時期の開催にあわせて、広報宣伝を実施するとともに、催事や会場整備、運営体制などの準備を進め、里山ガーデンフェスタを実施する。

（1）会場運営・広報宣伝・催事

- ・ 各会場の警備や清掃、案内所等の運営管理、会場までの誘導案内、交通対策などを実施する。来場者への飲食の提供を行うとともに、市民と協働した取組の実施に向けた検討を進める。
- ・ ガーデンネックレス横浜 2018 の主要事業としてみなとエリアの取組と連携し、ポスター、チラシ等を活用した広報を行う。
- ・ 来場者に花や緑に親しんでいただけるよう、正面入口広場でワークショップ等のイベントを実施する。また、ズーラシアと連携した広報、イベントを実施する。

（2）会場整備

平成30年秋開催分より実行委員会で会場整備を行う。植物調達は、市内産を中心に大量の花苗を円滑に調達するため、原則として市内生産団体等から構成される里山ガーデンフェスタ植物調達協議会（横浜農業協同組合、横浜市造園協会）から行う。

（3）総務

実行委員会総会を開催するほか、実行委員会事務局を運営する。

会場整備

主催：横浜市・公益財団法人横浜市緑の協会

運営：里山ガーデンフェスタ実行委員会

実施期間：【平成30年春】3月24日(土)から5月6日(日)まで

【平成30年秋】9月15日(土)から10月14日(日)まで

【平成31年春】3月下旬から5月上旬まで

ウェルカムガーデン

- ・ガーデンベアのフォトスポット
- ・緑化フェア開催時の形状を踏襲したデザイン花壇



正面入口広場

- ・案内所、事務局、トイレ
- ・イベントテント、休憩施設(ベンチ、テーブル等)
- ・キッチンカー出展



谷戸の菜の花畑 (春のみ)

・一面の菜の花畑とサクラ



花の里山 (春のみ)



・サクラ、ユキヤナギ、ヤマブキ等の花木



横浜の花で彩る大花壇

- ・市内最大級10,000㎡の花畑
- ・横浜市産の花弁を使用(市内産花卉の魅力を伝える)
- ・春)パンジー、ピオラ、チューリップ、サクラ等
- ・秋)コスモス、ジニア、マリーゴールド等



 フェスタ開催時のみ開放区域
  常時開放ルート(外周園路)

第2号議案

平成30年度収支予算（案）

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

収入金額	280,001,000 円
支出金額	280,001,000 円
差し引き	0 円

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	本年度予算額	備考
負担金	278,000,000	
横浜市負担金	258,000,000	
緑の協会負担金	20,000,000	
協賛金	2,000,000	
雑収入	1,000	
合 計	280,001,000	

(2) 支 出

(単位：円)

項 目	本年度予算額	備考
事業費	278,000,000	
会場運営費	141,500,000	会場警備、案内所運営、 広報、イベント 等
会場整備費	136,500,000	植栽及び維持管理、植物 調達 等
総務費	2,001,000	事務局の運営費
合 計	280,001,000	

(横浜市負担金、緑の協会負担金については、平成30年度予算の議決をもって確定します)

第3号議案

里山ガーデンフェスタ実行委員会会則改正（案）

1 趣旨

里山ガーデンフェスタ実行委員会事務局長については、公益財団法人横浜市緑の協会施設部長が担うこととしていますが、平成30年4月1日付で公益財団法人横浜市緑の協会の機構見直しが行われることから、必要な改正を行います。

2 改正案

里山ガーデンフェスタ実行委員会会則第12条第3項中「公益財団法人横浜市緑の協会施設部長」を「公益財団法人横浜市緑の協会管理部長」とします。

附則として「この会則は、平成30年4月1日から施行する。」を加えます。

里山ガーデンフェスタ実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、里山ガーデンフェスタ実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、里山ガーデンでの花と緑の普及啓発の取組である里山ガーデンフェスタ（以下「フェスタ」という。）の事業を実施することにより、第33回全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承・発展させ、花と緑の持つ魅力を継続的に発信し、市民等の花と緑への意識や関心をより一層深めることに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) フェスタ開催に係る企画立案、調整、実施に関すること。
- (2) フェスタ開催に係る広報活動などに関すること。
- (3) フェスタにおける市民、企業等との協働に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の事業の実施にあたっては、委員又は委員が属する団体と協力してこれを行うものとする。

(組織)

第4条 委員会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 緑化関係団体及び商業・観光関係団体の代表者又は役職者
- (2) 関係行政機関の代表者又は役職者
- (3) その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェスタ開催に関係のある者

3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 委員がその属する機関及び団体の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、公益財団法人横浜市緑の協会理事長をもって充てる。
 - 3 副会長は、横浜市環境創造局長及び一般社団法人横浜市造園協会会長をもって充てる。
 - 4 監事は、一般社団法人横浜市造園協会副会長及び横浜市旭区副区長をもって充てる。

(役員 の 職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員、委員の任期は、委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報酬)

第8条 役員、委員の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第9条 委員会の会議は、総会とする。

(総会)

第10条 総会は、役員及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 委員会に係る基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他委員会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は、会長が招集し、開催する。
 - 3 総会は、副会長及び委員(以下「委員等」という。)の過半数の出席をもって成立とする。
 - 4 委員等が出席できないときは、あらかじめ審議事項につき書面をもって意見を表明す

ること又は委員等が指定する者を代理として出席させることができる。この場合には、前項に定める会議への出席者とみなすものとする。

- 5 欠席する委員等からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。
- 6 総会の議長は会長が務める。
- 7 総会の議決は、出席委員等の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。
- 8 緊急を要するときは、委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって総会の議決を行うことができる。
- 9 会長が必要と認めるときは、委員等以外の者に出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

第 11 条 会長は、総会を招集するいとまがない場合、総会の決議事項については、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局の設置)

第 12 条 委員会の事務を処理するため、公益財団法人横浜市緑の協会と横浜市環境創造局で事務局を担い、公益財団法人横浜市緑の協会内に事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、公益財団法人横浜市緑の協会施設部長公益財団法人横浜市緑の協会管理部長をもってこれに充てる。事務局長は事務局の事務を掌理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

(経費)

第 13 条 委員会の経費は、横浜市及び公益財団法人横浜市緑の協会からの負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 委員会の経理事務に関しては、会長が別途定める規程によるものとする。

(会計年度)

第 14 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、委員会の設立年度の会計年度は、委員会設立の日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算)

第 15 条 会長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を受けることとする。

(決算)

第 16 条 会長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会に提出し、承認を受けることとする。

(欠損金の処理)

第 17 条 歳入の欠陥等により欠損の発生が明らかになった場合、その処理については、横浜市及び公益財団法人横浜市緑の協会との間において協議するものとし、会長及び委員等は欠損金を負担しないものとする。

(剰余金の処理)

第 18 条 会計年度ごとの委員会収支決算において剰余金が発生した場合は、横浜市及び公益財団法人横浜市緑の協会との間において協議するものとし、会長及び委員等は、その剰余金を取得しないものとする。

(解散)

第 19 条 委員会は、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、平成 29 年 12 月 4 日から施行する。

附則

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

里山ガーデンフェスタ実行委員会第2回総会議事録要旨

- 1 日 時 平成30年3月22日(木) 10時～10時30分
- 2 場 所 横浜市緑の協会 第1会議室
- 3 出席者 上原会長、野村副会長、靱山委員、吉田委員、山田委員、荻島委員、青木委員、関水委員、小野崎委員、森委員、橋本委員、新堀委員、土志田監事、小室監事
- 4 欠席者 田澤副会長、加藤委員、石垣委員、池戸委員
- 5 議 事
 - (1) 平成30年度事業計画(案)
原案のとおり承認
 - (2) 平成30年度収支予算(案)
原案のとおり承認
 - (3) 里山ガーデンフェスタ実行委員会会則改正(案)
原案のとおり承認